

【宿泊約款】

【宿泊約款】

KR base villa Izu Shirahama Resort(以下、「当貸別荘」といいます。)

第 1 条(適用範囲)

1. 当貸別荘が宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当貸別荘が法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第 2 条(宿泊契約の申込み)

1. 当貸別荘に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当貸別荘に申し出ていただきます。
 1. 宿泊者名
 2. 宿泊日および到着予定時刻
 3. 宿泊料金(原則として当ウェブサイトの各貸別荘料金表による)
 4. その他当貸別荘が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当貸別荘は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第 3 条(宿泊契約の成立等)

1. 宿泊契約は、当貸別荘が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。
ただし、当貸別荘が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊料金を当貸別荘が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 第 2 項の宿泊料金を同項の規定により当貸別荘が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、宿泊料金の支払期日を指定するに当たり、当貸別荘がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第 4 条(宿泊契約締結の拒否)

1. 当貸別荘は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

1. 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
2. 満室により貸別荘の余裕がないとき。
3. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
4. 宿泊しようとする者が、次の事由に該当すると認められるとき。
 1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
同条第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、
暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。
 2. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 3. 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの。
5. 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
6. 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
7. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
8. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

第 5 条(宿泊客の契約解除権)

1. 宿泊客は、当貸別荘に申し出て、宿泊契約を解除することができます。(当貸別荘の指定日は除く)
2. 当貸別荘は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第 3 条第 2 項の規定により当貸別荘が宿泊料金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)当貸別荘が定めるキャンセル料を申し受けます。
3. 当貸別荘は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 8 時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

キャンセル料について

- | | |
|-----------|-----------|
| ・不泊 | ……………100% |
| ・当日 | ……………100% |
| ・前日 | ……………50% |
| ・2 日～7 日前 | ……………30% |

第 6 条(当貸別荘の契約解除権)

1. 当貸別荘は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 1. 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 2. 宿泊客が次の事由に該当すると認められるとき。
 1. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 2. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 3. 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 3. 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 4. 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 5. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 6. 天災・災害・事件等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 7. 当貸別荘内での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当貸別荘が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

第 7 条(宿泊の登録)

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当貸別荘の玄関帳場受付において、次の事項を登録していただきます。
 1. 宿泊客全員の氏名、住所及び連絡先
 2. 外国人にあつては、国籍、旅券番号、パスポートの呈示及びコピー
 3. その他当貸別荘が必要と認める事項

第 8 条(貸別荘の使用時間)

1. 宿泊客が当貸別荘を使用できる時間は、午後 3 時から翌日午前 10 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

第 9 条(利用規則の遵守)

1. 宿泊客は、当貸別荘内においては、当貸別荘が定めた「利用規約」に従っていただきます。

第 10 条(料金の支払い)

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、当ウェブサイトの各貸別荘料金表に掲げるところによります。当ウェブサイト [https:// kr-base.com](https://kr-base.com).になります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、お申し込み時に請求書による事前決済(銀行振込)で当貸別荘の指定期日までにお支払いいただきます。
追加料金が発生した場合は現地でお支払いいただきます。
3. 当貸別荘が宿泊客に貸別荘を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第 11 条(当貸別荘の責任)

1. 当貸別荘は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当貸別荘の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当貸別荘は、万一の火災等に対処するため、賠償責任保険に加入しております。
3. 当貸別荘は、宿泊客が携帯された物品を紛失された場合、当貸別荘に故意または重大な過失がない限り責任をおいませ

第 12 条(宿泊客の手荷物または携帯品の保管)

1. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当貸別荘に置き忘れられていた場合において、所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後処分いたします。
また、飲食物や使い捨ての道具につきましては、当日処分いたします。

第 13 条(駐車場の責任)

1. 宿泊客が当貸別荘の駐車場をご利用になる場合、当貸別荘は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。
また、駐車表はフロントの見えるところに置いてください。
駐車表を掲げていない車両は撤去させていただき撤去費用は車両の持ち主の負担とさせていただきます。

第 14 条(宿泊客の責任)

1. 宿泊客の故意又は過失により当貸別荘が損害を被ったときは、当該宿泊客は当貸別荘に対し、その損害を賠償していただきます。

第 15 条(客室清掃と同伴ペットについて)

1. 当貸別荘客室内でのペット同伴は、ご遠慮願います。
2. 当貸別荘は、ご滞在中の客室清掃並びにシーツ交換は行いません。3 泊以上の連泊をされる場合は、3 泊目に施設点検を兼ねてシーツ交換を行います。

約款・規約の内容につきましては予告なしに変更する場合があります。

当貸別荘では、宿泊約款第 9 条に基づき、当貸別荘の品位を保ち、また、お客様が当貸別荘にご滞在中に快適かつ安全にお過ごしいただく事を目的とした「利用規約」を定めておりますので、皆さまのご協力をお願い申し上げます。万一この規則に対してご協力いただけなかった場合は、宿泊約款第 6 条 1 項により、当貸別荘のご利用をお断り申し上げる事や、第 14 条 1 項により、損害賠償をご請求させていただく事があります。

また、お客様のご協力が得られなかった結果生じた事故については、当貸別荘では責任を負いかねますので、その旨ご了承くださいませようお願い申し上げます。

2020 年 9 月 26 日制定